秋田県

土木工事共通仕様書

令和3年10月1日以降適用

土木工事施工管理基準

【空港編】

赤字:秋田県独自項目

青字:今回改訂部分

(R3.10.1改訂)

-表紙(裏)空欄-

空港土木工事施工管理基準

この空港土木工事施工管理基準(以下「管理基準」とする。)は、土木工事 共通仕様書第1編1-1-1-26「施工管理」及び第5編5-1-1-4「施工管理」に 規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

1. 目 的

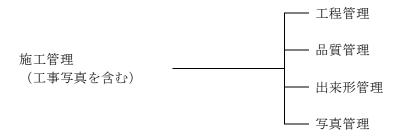
この管理基準は、空港土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を目的とする。

2. ■適 用

この管理基準は、原則として秋田県が発注する空港制限区域内の空港土木工事に適用するものとし、空港場外の土木工事については第1編共通編を適用するほか、設計図書に明示されていない仮設構造物等についても本基準の適用外とする。

また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準の適用により難い場合、または、基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。

3. 構成



4. 費用負担

施工管理の各項目に要する費用は、すべて受注者の負担とする。

5. 報告

受注者は、設計図書に示す試験項目、方法及び頻度に従って施工管理を行い、その結果を速やかに取りまとめ、監督職員に報告しなければならない。

6. 監督職員の立会

受注者は、設計図書に明記された事項のほか、あらかじめ指示された試験または検査の実施にあたっては、監督職員の立会を受けなければならな

11

7. 規格値

(1) 規格値

工事目的物を建設するための規格値は、「品質管理基準及び規格値」 及び「出来形管理基準及び規格値」によるものとし、管理表に定められ た項目、方法、頻度により測定しなければならない。

(2) 合格判定

工事目的物が設計図書に定める品質及び出来形について、「品質管理 基準及び規格値」及び「出来形管理基準及び規格値」の規格値の範囲内 に施工したことの確認をもって合否の判定を行う。

8. 工程管理

(1) 計画工程表

受注者は、工事施工に先立ち作成した計画工程表に従って、工事が円滑に完成するよう工程の管理を行わなければならない。

9. 品質管理

受注者は、「品質管理基準及び規格値」により工種別に示された内容についてすべての工事に品質管理を実施し、その結果を整理しなければならない。

(1) 無筋、鉄筋コンクリート 受注者は、1日の打込み量が10㎡未満の場合は、監督職員の承諾を得 て品質管理を省略することができる。

(2) + I

受注者は、土工量が1,000㎡未満の場合は、監督職員の承諾を得て品質管理を省略することができる。

(3) コンクリート舗装工

受注者は、1日のコンクリート打込み量が20m³未満の場合、監督職員 の承諾を得て品質管理を省略することができる。

(4) アスファルト舗装工

受注者は、1日の舗装面積が200m²未満の場合は、監督職員の承諾を得て品質管理を省略することができる。

(5) その他の工種

石・ブロック積(張)工、地盤改良工、法面工、擁壁工、カルバート 工、小型水路工、緑地工、柵工、境界杭工及びブラストフェンス工、ケ ーブルダクト工、杭工及び矢板工、塗装工、溶接及び切断工、飛行場標 識工及び標識工、タイダウンリング工及びアースリング工、道路付属施 設工及び維持修繕工事については、施工規模によっては監督職員の承諾 を得て、品質管理を省略することができる。

(6) 工事写真による品質管理 工事写真による品質管理は、「写真管理基準」による。

10. 出来形管理

- (1) 直接測定による出来形管理
 - ①受注者は、「出来形管理基準及び規格値」により工種別に示された内容について、すべての工事に出来形管理を実施し、その結果を整理しなければならない。
 - ②受注者は、設計図書を使用して、設計値と測定値が比較対照できるものを作成しなければならない。
- (2) 工事写真による出来形管理 工事写真による出来形管理は、「写真管理基準」による。
- (3) 情報化施工

土工の出来形管理については、「情報化施工技術の使用原則化について」(平成25年3月15日付け国官技第291号、国総公第133号)によるものとすることができる。

ただし、「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」は「3次元計 測技術を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に読み替えるもの とし、「TSを用いた出来形管理の監督・検査要領(道路土工編)」 は「TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編) (案)」に読み替えるものとする。

土工において、3 次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 土工編 多点計測技術(面管理の場合)」または「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 土工編 計測技術(断面管理の場合)」の規定によるものとする。

また、舗装工(基本施設舗装の表層・基層を除く)において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」または「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編 計測技術(断面管理の場合)」の規定によるものとする。

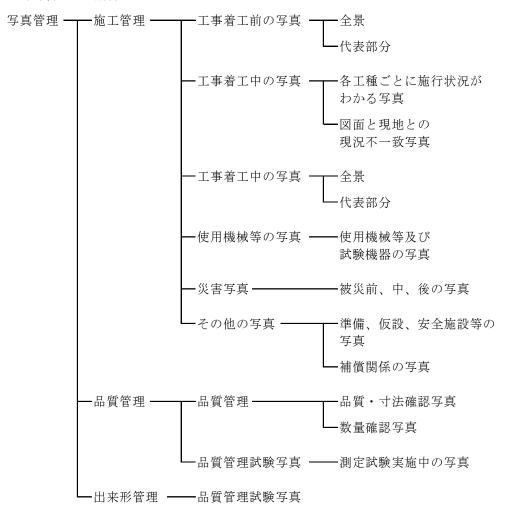
なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。

11. 写真管理

(1) 一般

受注者は、「写真管理基準」に基づき、写真管理を実施しなければならない。

(2) 写真管理の構成



- ①受注者は、工事着手前と工事完成後の全景が比較できるように撮影し なければならない。
- ②受注者は、工事の実施、現場条件の変更、臨機の処置、支給材料、貸与品、現場発生品及び工事中の安全管理について、工事施工中の状況 把握ができるように工事段階ごとの状況写真を撮影しなければならない。
- ③受注者は、工事中の被災写真について、全景及び部分写真により被災前と被災後の状況等の比較ができるように撮影しなければならない。
- (3) 撮影方法
 - ①受注者は、被写体の状況、場所、時期、形状寸法の確認、判断ができるように撮影しなければならない。
 - ②写真には、必要に応じ次の事項を記入した小黒板を入れて撮影する。 (イ)工事名
 - (口)工種
 - (ハ)測点番号

- (二)設計寸法
- (ホ)実測寸法
- (へ)略図
- (ト)撮影場所
- (チ)撮影方法
- (リ)その他

小黒板の判読が困難となる場合は、「デジタル写真管理情報基準 (案)」に規定する写真情報(写真管理項目一施工管理値)に必要 事項を記入し、写真に添付して整理する。

また、特殊な場合で監督職員が指示するものは、指示した項目を 指示した頻度で撮影するものとする。

- ③写真はカラー写真とする。
- ④受注者は、電子媒体による写真について、必要な文字、数値等の内容 の判読ができる機能、精度を確保できる撮影機材を用いなければなら ない。

(有効画素数100~300万画素程度とする。)

- ⑤受注者は、必要に応じ被写体の寸法がわかる様に、スケール (巻尺、ポール、箱尺等)を必要箇所に加えて撮影しなければならない。
- ⑥デジタル工事写真の小黒板情報電子化については、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について」(平成29年6月14日付、航空局 航空ネットワーク部)に基づくものとする。なお、写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。

映像と読み替える場合は、以下も追加する。

- ⑦夜間など通常のカメラによる撮影が困難な場合は、赤外線カメラを用いる等確認可能な方法で撮影する。
- ⑧フレームレートは、実速度で撮影する場合は、30fps程度を基本とする。高倍速での視聴を目的とする場合は、監督職員と協議の上、撮影時に必要な間隔でタイムラプス映像を撮影することができる。
- (4) 情報化施工及び3 次元データによる施工管理

「3 次元技術計測を用いた出来形管理要領(案)」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。また、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。

(5) 整理

- ①受注者は、写真を工種ごとの施工順序にしたがって張付け、必要に応じて内容等を記入しなければならない。
- ②受注者は、監督職員に提出する写真を、「デジタル写真管理情報基準 (国土交通省) 」により整理しなければならない。

- アルバムの大きさは、A-4判 (21cm×29.5cm) 程度とし、表紙には施工年度、工事名、工期、受注者名を記入しなければならない。
- ③受注者は、電子媒体を提出する場合は、CD-Rを原則とし、「工事完成 図書の電子納品等要領(国土交通省)」の規定によらなければならな い。
- ④受注者は、撮影後、速やかに写真の適否を確認し、撮影されていない ものは撮り直しを行わなければならない。また、再撮影が不可能な場 合、ただちに監督職員に報告し、その処置について指示を受けなけれ ばならない。なお、この処置に要する費用は、受注者の負担とする。